

13 保育料表

令和6年度 保育料表

(福岡市)

- ※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童を対象とした表です。
- ※ 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料は0円です。
- ※ 令和5年4月より福岡市独自の多子世帯への負担軽減策として、第2子以降の保育料を同時入所や所得制限などの要件を設けず、無償化します。
- ※ ここで示している利用者負担額については案です。正式には令和6年3月に決定いたします。
- ※ 保育料は原則として、金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)			〈参考〉国徴収金基準額			
階層区分	区分 (税額)	第1子		第2子以降	国区分	保育標準時間	保育短時間	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間				
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	1	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	2	0	0	
C1	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200	13,900	0	3	19,500	19,300
C2		市町村民税のうち所得割 48,600円未満	17,000	16,700	0			
D1		48,600円～ 61,000円未満	19,800	19,400	0			
D2		61,000円～ 73,000円未満	22,600	22,200	0	4	30,000	29,600
D3		73,000円～ 85,000円未満	25,400	24,900	0			
D4		85,000円～ 97,000円未満	28,200	27,700	0			
D5		97,000円～126,000円未満	31,900	31,300	0			
D6		126,000円～149,000円未満	35,600	34,900	0	5	44,500	43,900
D7		149,000円～169,000円未満	39,300	38,600	0			
D8		169,000円～255,000円未満	44,600	43,800	0	6	61,000	60,100
D9		255,000円～301,000円未満	53,000	52,000	0			
D10	301,000円～397,000円未満	64,000	62,900	0				
D11	397,000円以上	83,200	81,700	0	8	104,000	102,400	

注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認ができませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。

市町村民税の申告をされていない場合など、保育料の決定に必要な税額が確認できない場合は、福岡市独自の多子軽減を適用できず、D11階層(最高額)で仮決定します。税申告手続きが完了し、税額が確認できた時点で当初決定まで遡って再算定を行いますので、すみやかに税申告手続きをお願いします。(収入がなく、非課税となる場合であっても保育料算定のため、市町村民税の申告をお願いしております。)

- 注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率(6%)を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
- 注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- 注4 保育料は児童の4月1日の前日時点の年齢により決定されますので、2歳児クラス在籍時に年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

【別表】要保護世帯(ひとり親家庭、在宅障がい児(者)がいる世帯等)

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)			
階層区分	区分 (税額)	第1子		第2子以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	
C1	前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する要保護世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	6,600	6,500	0
C2		市町村民税のうち所得割 48,600円未満	8,000	7,900	0
D1		48,600円～ 61,000円未満	9,000	9,000	0
D2		61,000円～ 73,000円未満	9,000	9,000	0
D3		73,000円～ 77,101円未満	9,000	9,000	0

- 注1 要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、上記別表に記載されている区分(税額)に応じて第1子の保育料を決定し、第2子以降の保育料は0円です。
- 注2 「ひとり親家庭、在宅障がい児(者)がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。
 - ① 「ひとり親家庭」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯
 - ② 「在宅障がい児(者)がいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ウ. 本市の発行する療育手帳の交付を受けた者
 - エ. 特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者